

科学研究費補助金内部監査実施要領

平成26年10月1日理事長裁定

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人蛋白質研究奨励会科学研究費補助金取扱規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、一般財団法人蛋白質研究奨励会（以下「奨励会」という。）における科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の適正な使用を確保するために実施する内部監査（以下「監査」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(監査の種類及び方法)

第2条 監査は次の通りとする。

(1) 通常監査（毎年10月）

関係書類（預金通帳と収支簿の照合、見積書、契約書、納品書、請求書等の証拠書類等）により書類上の監査を行うものとする。

(2) 特別監査（毎年2月）

前号に掲げるもののほか、購入物品の使用状況、備品等の設置状況及び稼働状況等の事実関係の確認を行うものとする。

(監査の体制)

第3条 監査担当者は情報室長とする。

(監査結果の報告)

第4条 情報室長は監査終了後遅滞なく監査報告書を作成し、監事および理事長に報告するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、補助金の監査に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する

平成19年4月1日理事長裁定による「財団法人蛋白質奨励会科学研究費補助金内部監査実施要領」は廃止する。